

東日本大震災被災者支援情報

「旭市液状化等被害住宅 再建支援事業」

支援金の申請期限延長、 対象を拡大

液状化などにより、生活の拠点である住宅や地盤に被害を受けた人たちが、早期に安全で安心な生活を回復できるよう、住宅再建のための支援を実施しています。このたび、申請期限を延長し、支援対象を拡大しました。

▼申請期限を平成27年3月31日(火)まで延長

申請期限を1年間延長しました。液状化などにより、半壊・一部損壊した住宅の地盤復旧工事、または半壊した住宅の補修工事に対して支援が受けられます。

▼居住していなかった住宅を解体した場合も支援が

震災発生時に居住していなかった市内にある一戸建て住宅(別荘や空き家など)を、液状化などの住宅地盤被害で全部解体した場合、支援が受けられるようになります。次の①②のいずれかに該当する人が対象です。

対象／①震災以前から継続して当該住宅を所有する人、または

その親族や相続人 ②震災発生時、新築中であつた当該住宅の建築主

※不動産業を仕事とする人を除く。

支援金額／解体に要した費用の範囲内で100万円まで

申し込み・問い合わせ先
企画政策課被災者支援室

☎62・5367

「災害援護資金貸付制度」 対象世帯の所得制限に 特例措置が追加

震災で一定規模以上の被害を受けた世帯は、生活再建に必要な資金の貸し付けを受けることができます。対象となる世帯の所得制限に、特例措置が追加されました。

▼所得制限、世帯の状況をより反映

世帯の総所得額が下表の基準額未満であれば、貸し付けを受けることができます。総所得額は、平成21年分の所得(平成22年度の市町村民税課税所得)に

より算定していますが、世帯の状況をより反映するため、被害を受けた年の平成23年分の所得(平成24年度の市町村民税課税所得)が、平成21年分の所得を下回る場合、平成23年分の所得で算定することになりました。

対象世帯の所得制限／①平成21年分の世帯総所得額が基準額未満 ②平成23年分の世帯総所得額が、平成21年分を下回る場合は、平成23年分の世帯総所得額が基準額未満

所得制限の基準額

世帯人数	総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万円に1人増すごとに30万円を加えた額

※住宅が滅失・流失した場合は、世帯の人数にかかわらず1,270万円。

貸し付け限度額／150、350万円

利率／無利子または年利1・5%

※県による利子補給制度あり。
申請期限／平成30年3月31日(土)

申し込み・問い合わせ先
社会福祉課社会班

☎62・5317

「東日本大震災二周年 旭市追悼式」を開催

東日本大震災で、被災された方に心からお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方と遺族の方に対し心から哀悼の意を表します。

市では、犠牲になられた方々を追悼し、復興を成し遂げることを誓う、追悼式を開催します。



追悼式の概要

参列者全員による黙とう、献花などを行います。

日時／3月11日(月) 午後2時30分～

場所／いいおかユートピアセンター 2階潮騒ホール

※服装は自由、誰でも参列できます。また供花や供物、香典などは遠慮願います。

会場へは無料送迎バスで

〈行き〉

①県立東部図書館東側駐車場／午後2時発

②飯岡保健センター駐車場／午後2時10分発

〈帰り〉

いいおかユートピアセンター／午後4時発

※帰りは上記の①②まで運行。自家用車で来る場合は、いいおか荘が飯岡海水浴場の駐車場を利用してください。

一斉黙とうへの参加を

参列者だけでなく、多くの人に黙とうを呼びかけます。当日は午後2時46分から1分間、防災行政無線で黙とうのサイレンを鳴らします。

問い合わせ先

総務課地域安全班(☎62-5311)